

稲沢市平和らくらくプラザ指定管理者候補者選定審査について

指定管理者候補者の選定に当たっては、第1次審査及び第2次審査の二段階で審査を行うものとする。

この場合において、第1次審査を施設所管課で、第2次審査を稲沢市福祉施設指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で行うものとする。

1 第1次審査

提出された申請書類に基づき、施設所管課で申請資格等の適否について確認を行う。

この場合において、申請団体及び提出された申請書類の内容が次の事項に該当するときには、第2次審査の対象から除外するものとする。

〔第2次審査対象除外事項〕

- (1) 申請団体が募集要項に記載する「申請資格」に該当しない場合
- (2) 申請書類に虚偽の記載があると認められる場合
- (3) 申請書類に管理運営業務全体について第三者に一括して委託もしくは請け負わせる記載がみられる場合

2 第2次審査

第1次審査を通過した申請団体に選定委員会の場で申請内容に関するプレゼンテーションを行ってもらい、それに対して選定委員が取り組み姿勢、提出書類や企画提案の内容、セールスポイント等についてヒアリングを実施する。

申請内容とヒアリングの結果を受けて、審査基準に基づき総合的に審査し、最も適切に当該施設の管理を行うことができると認められる候補者を選定委員会として選定するものとする。

この場合において、審査結果が第1位の者を指定管理者の第1次優先候補者とし、第2位の者を第2次優先候補者、それ以外の者を不合格者とする。

3 採点方法及び選定条件について

- (1) 審査基準配点表（別表）に基づき、選定委員会委員1人当たりの採点上限を100点とし、出席委員の得点数の合計が最も高い団体を優先候補者とする。
- (2) 得点数の合計の最も高い団体が2団体以上ある場合（同点）は、委員ごとに順位付けを行い平均順位（小数点以下第2位を四捨五入）が高い団体から順に優先候補者とする。

この場合において、平均順位も同一となった場合は、委員から1位と評価された数の多い団体から順に優先候補者とする。

- (3) (1)・(2)においても決しない場合は、当該施設の管理運営に対する団体の信頼性、安定性について選定委員会で改めて協議し、総合的見地から最終順位を決定するものとする。
- (4) 出席委員の得点数の合計が、総得点数（500 点）の 6 割（300 点）に満たない場合は、指定管理者の候補者に該当しないものとする。
- (5) 審査項目別の配点は、別表のとおりとする。

【別表】審査基準配点表

審 査 項 目	配点（上限）
1 利用者の平等な利用を確保することができるものであるか	15点
(1) 利用者の平等な利用の確保	5点
ア 一部の利用者に対する不当な利用制限はないか	(5点)
(2) 利用者に対するサービスの向上	10点
ア 利用者にとって利便性が高まっているか	(5点)
イ 利用者からの要望に対し、柔軟に対応できる体制となっているか	(5点)
2 施設の効用を最大限に発揮するものであるか	30点
(1) 施設の効果的な活用	30点
ア 施設の設置目的を理解しているか	(5点)
イ 施設の利用を促進させる方策（創意工夫）が図られているか	(5点)
ウ 市民に特化した施設の利用促進策が図られているか	(5点)
エ 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか	(5点)
オ 管理運営業務と自主事業の両立は図られているか	(5点)
カ その他、注目すべき提案がなされているか	(5点)
3 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか	10点
(1) 管理経費の縮減	10点
ア 管理経費の縮減が図られているか	(5点) ※
イ 経費の縮減が利用サービスの低下を招いていないか	(5点)
4 施設管理を安定して行う物的・人的能力を有していること	45点
(1) 施設の適切な維持管理	25点
ア 施設の維持管理、安全管理は適切か	(5点)
イ 職員の指導育成、研修体制は十分か	(5点)
ウ 災害等緊急時に対応できる体制であるか	(5点)
エ 個人情報保護の体制とそのチェックは適切か	(5点)
オ 施設の管理運営に必要かつ十分な人員が確保できているか	(5点)
(2) 経営の健全性	20点
ア 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか	(5点)
イ 団体の財務状況は健全か	(5点)
ウ 法令等を遵守した管理運営が行われるか	(5点)
エ 類似施設を管理した実績はあるか	(5点)
合 計	100点

〔採点基準〕

5点… 非常に優れている

4点… 優れている

3点… 普通

2点… やや劣っている

1点… 劣っている

〔ボーダーライン〕

総得点の6割（60点）とする。

〔管理経費の縮減（※）〕

「ア 管理経費の縮減が図られているか」

- ・次の計算式により算出する。

【計算式】

評価点 = (指定管理料算定参考額 - 提案額) ÷ 指定管理料算定参考額 × 100

- ・指定管理料算定参考額に対して、1%削減するごとに1点加点する（上限5点）。
- ・算出結果の小数点第2位を四捨五入し評価点とする。
- ・算出結果が「評価点＞配点」の場合は、「評価点＝配点」とする。